

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滝上町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.4%
全職員	67.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	75.2%
課長補佐相当職	—
係長相当職	106.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	71.5%
31～35年	—
26～30年	85.7%
21～25年	69.1%
16～20年	93.8%
11～15年	50.4%
6～10年	88.4%
1～5年	68.1%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の課長補佐相当職及び勤続年数別の勤続年数31～35年の職員について、女性の職員がいない。
- ・ 課長相当職及び勤続36年以上については、男性で医師職の職員がいるため、男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。